



目次

規則	ページ
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	2

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号エ中「高知県警察本部装備施設課長」を「高知県警察本部警務部装備施設課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員駐車場	職員駐車場の利用料の額
県庁西庁舎（高知県中央西県税事務所に限る。）において勤務する職員等の職員駐車場	2,000円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県衛生研究所 高知県立高知追手前高等学校 高知県警察本部	1,500円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所 高知県環境研究センター 高知県立図書館 高知県立高知丸の内高等学校 高知県立高知工業高等学校 高知県立盲学校	1,000円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県土木部公園下水道課課員駐在所 高知県立療育福祉センター 高知県中央東土木事務所 高知県高知土木事務所 高知県立高知小津高等学校 高知県立高知西高等学校 高知県立高知江の口養護学校 高知県立高知ろう学校 高知県立高知若草養護学校子鹿園分校 高知県立日高養護学校 高知みかづき分校 高知県安芸警察署 高知県南国警察署 高知県の警察署 高知県土佐警察署	500円

校 高知県立山田高等学校 高知県立高知農業高等学校 高知県立高知東工業高等学校 高知県立岡豊高等学校 高知県立高知東高等学校 高知県立高知南高等学校 高知県立高知北高等学校 高知県立伊野商業高等学校 高知県立春野高等学校 高知県立高岡高等学校 高知県立高知海洋高等学校 高知県立佐川高等学校 高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校 高知県警察本部交通部運転免許センター 高知県室戸警察署 高知県香南警察署 高知県香美警察署 高知県本山警察署 高知県須崎警察署 高知県窪川警察署 高知県中村警察署 高知県中村警察署清水警察庁舎 高知県宿毛警察署	400円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県中央児童相談所 高知県工業技術センター 高知県立紙産業技術センター 高知県計量検定所 高知県立高知高等技術学校 高知県中央西土木事務所 越知事務所 高知県幡多土木事務所 土佐清水事務所 高知県立嶺北高等学校 高知県立須崎工業高等学校 高知県立須崎高等学校 高知県立中村高等学校	300円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県中央西福祉保健所 高知県食肉衛生検査所 高知県立希望が丘学園 高知県立中村高等技術学校 高知県須崎農業振興センター高南農業改良普及所 高知県西部家畜保健衛生所 高知県西部家畜保健衛生所 高南支所 高知県須崎土木事務所 四万十町事務所 高知県立室戸高等学校 高知県立安芸桜ヶ丘高等学校 高知県立構原高等学校 高知県立宿毛工業高等学校 高知県立宿毛高等学校 高知県立山田養護学校 高知県立高知若草養護学校 高知県佐川警察署	200円

<p>毛高等学校大月分校</p>		<p><b>附 則</b> (施行期日)</p>	
<p>次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県消防学校 高知県立幡多看護専門学校 高知県中央東農業振興センター 高知県農業技術センター 高知県農業技術センター山間試験室 高知県農業技術センター果樹試験場 高知県農業技術センター茶業試験場 高知県立農業大学校佐川分室 高知県立農業大学校研修課 高知県環境保全型畑作振興センター 高知県畜産試験場 高知県中央家畜保健衛生所田野支所 高知県立森林技術センター 高知県内水面漁業センター 高知県宿毛漁業指導所 高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所 高知県立青少年センター 高知県立中芸高等学校 高知県立高知追手前高等学校吾北分校 高知県立中村高等学校西土佐分校 高知県立清水高等学校 高知県立日高養護学校 高知県立中村養護学校 高知県警察本部交通部交通機動隊</p>	<p>100円</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年4月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p><b>高知県規則第46号</b> <b>高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則</b> 高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。 第1条中「について」を「に関し」に改める。 第11条中「この規則で」を「この規則に」に改める。 別表中「農林漁業普及指導手当」を「農林漁業普及指導手当災害派遣手当」に改める。</p> <p><b>附 則</b> この規則は、公布の日から施行する。</p>	